

玉川村から福島県内に転出された方へ

福島県知事選挙の投票のお知らせ

来る10月28日(日)の福島県知事選挙については、玉川村の選挙人名簿に登録されており、県内の他市町村に住民票を移した場合であれば、玉川村で下記の方法により投票することができますので、お知らせいたします。

※ただし、既に転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている場合は、転出先の市町村での投票となります。

記

1 投票の際に必要なもの(2~3すべての場合に必要となります)

投票の際には、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)または「住民票」(有料)の提示が必要となります。

投票に来られるとき、または不在者投票のため投票用紙等を請求される際には、あらかじめ現在お住まいの市町村または本村その他最寄りの市町村(住民担当課など)の窓口で、上記の証明書または住民票の交付を受けてください。

2 現在お住まいの市町村で不在者投票により投票を行う方法

あらかじめ、玉川村選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受け、それを持参すれば、現在お住まいの市町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。(不在者投票期間:10月12日から10月27日まで)

※なお、1の「証明書」または「住民票」が必要です。

3 玉川村で投票を行う場合

ア 10月12日から10月27日までの間

玉川村の期日前投票所(場所:玉川村役場北庁舎1階 会議室)で投票することができます。

※なお、1の「証明書」または「住民票」が必要です。

イ 10月28日(選挙当日)に本村で投票を行う方法

以前住んでいたところの投票所で投票することができます。

※なお、1の「証明書」または「住民票」が必要です。

玉川村選挙管理委員会

☆ ご不明な点につきましては、現在お住まいの市町村の選挙管理委員会または当選挙管理委員会(電話 0247-57-3101)までお問い合わせください。